

令和四年農林水産省告示第千七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を改正する告示案について

（北大西洋あおぎめの採捕等禁止措置関係）

令和 8 年 4 月
水産庁国際課

1 趣旨

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和 44 年条約第 1 号）第 3 条 1 に基づく大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「I C C A T」という。）は、同条約第 1 条に規定する海域（以下「大西洋条約海域」という。）において漁獲されるまぐろ類等の保存管理に必要な管理措置を勧告し、締約国はそれらの管理措置の適用を確保するため、必要な措置を講じることが求められている。

大西洋条約海域のうち北緯 5 度以北の海域で漁獲されるあおぎめ（以下「北大西洋あおぎめ」という。）については、その資源回復を図るため、令和 3 年に合意された I C C A T 保存管理措置に基づき、令和 4 年における採捕が禁止されるとともに、令和 5 年以降の漁獲可能量は、毎年、I C C A T 科学委員会（以下「S C R S」という。）によって計算結果が公表されることとなっている。令和 5 年以降、毎年の漁獲可能量はいずれも 0 トンと計算されており、令和 8 年の漁獲可能量についても、令和 7 年 9 月の S C R S 会合において、引き続き 0 トンとされたところ。当該結果を受けて、令和 4 年農林水産省告示第 1077 号について一部改正を行う。

2 概要

大西洋条約海域においては、我が国のかつお・まぐろ漁船が操業しているが、北大西洋あおぎめについては、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 23 条及び別表第 4 のかつお・まぐろ漁業の項第 26 号において、農林水産大臣が採捕禁止期間を定めることができることされており、現在、令和 4 年農林水産省告示第 1077 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第 4 かつお・まぐろ漁業の項第 24 号の農林水産大臣が定めた期間を定める件）においてその期間を令和 4 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までと規定しているところ。

今般、上記 S C R S 会合の結果を受け、同告示の一部を改正し、農林水産大臣が定める禁止期間を令和 9 年 7 月 31 日まで延長する。

3 スケジュール

令和 8 年 7 月上旬 公布・施行